

【鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】

2026年（令和8年）1月20日

法務省事務当局作成の「試案」に対する私達3名の意見

法制審議会－刑事法（再審関係）部会

委員 鴨志田 祐美

委員 村山 浩昭

幹事 田岡 直博

意見の趣旨

私達は、法務省事務当局が作成した「試案」（以下、「法務省事務当局試案」といいます。）に反対し、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下、「議連」といいます。）が取りまとめ、第217回国会に提出された刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第217回国会衆法第61号。以下、「議員立法案」といいます。）を改めて支持します。

当部会における議論の取りまとめにおいては、「再審制度によって冤（えん）罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点」（議員立法案の提出理由）に立ち返り、議員立法案を踏まえ、これに私達の意見を付加した「法務省事務当局試案に対する修正案」（以下、「修正案」といいます。）に即した修正がなされるべきです。

意見の理由

第1 はじめに

法務省事務当局試案は、3巡目の議論のために法務省事務当局が作成し、マスコミに公表した「今後の議論のための検討資料」（第13回国会議配付資料）の内容とほとんど同じであり、両論併記になっていた論点のうち、再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧、再審請求審における

裁判官の除斥・忌避及び再審請求手続に関する費用補償制度については、一方の案を削除した上で、前2者については「再審請求審における証拠の提出命令等」、「再審請求審・再審公判における裁判官の除斥」と標題を改め、再審開始決定に対する不服申立てについては、項目自体が削除されたものです。

3巡目の議論において、日本弁護士連合会推薦の委員・幹事が求めた意見は全く採用されていません（第13回会議田岡幹事提出資料②「二巡目の議論を踏まえた、意見の集約に向けた試案」参照）。再審請求の準備段階における閲覧・謄写（証拠開示）に関する規律、再審請求審及びその準備段階における国選弁護制度及び弁護人等との接見交通に関する規律など、証拠開示及び調査手続の前提となる制度についても、全く取り入れられていません。

また、「諮問第129号」（第1回会議配布資料1）において検討対象として明示的に列挙された「再審開始決定に対する不服申立てに関する規律」については、法務省事務当局試案には一切盛り込まれていません。

これでは、本部会における取りまとめが「これまでの議論を適切に反映したものとはなっていないばかりか、えん罪被害者の救済に逆行し、再審法の改悪になりかねない」（第13回会議鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料「今後の議論のための検討資料に関する私達3名の意見」参照）、「この部会が事務当局案を単に承認するだけの『お飾り』のような位置付けになってしまっている」

「本部会の公正性、中立性及び専門性に疑義を持たれかねない」（第13回会議における田岡幹事発言）という懸念が現実化したといわざるを得ません。

第2 法務省事務当局試案の問題点

1 調査手続

問題点の第一は、「再審の請求についての調査手続」という制度を新たに設けて、「審判開始決定」がなされない限り、再審の請求についての意見聴取、事実の取調べ及び証拠の提出命令を行うことができないとされていることです（試案第3・2、同第3・4、同第3・3及び同第1・1）。

現行法では、再審の請求についての意見聴取は義務的なものとされており、これを省略することはできません（刑訴規則第286条）。また、裁判所は、必要がある場合には、事実の取調べ及び証拠の提出命令を行うことができ（刑事訴訟法第43条第3項、同第445条）、時期に制限はありません。試案はこれらを禁止することにより、迅速に再審請求を棄却することを義務付けるものです。

3巡目における議論を踏まえて、調査手続によって再審の請求を棄却する決定をすべきとされる場合（第3・2・（2）・ア）について、同（エ）の文言

が「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」という文言に修正されました。しかし、どのような事例がこれに当たるかは明確にされていません。また、このような規定を設ける前提として、再審請求の準備段階における証拠開示及び弁護人による援助（国選弁護制度又は刑事法律扶助）が不可欠であると指摘していましたが、これらの規定は設けられていません。

このような規定を設けた場合、再審請求人（確定死刑囚）の獄中からの手紙しか提出されていなかった財田川事件のような事例は、再審の請求についての意見聴取すらなされることなく、迅速に再審請求が棄却されるおそれがあります。その場合、同一の理由による再度の再審請求はできなくなることから（刑事訴訟法第447条第2項）、再審請求人の不利益は大きいといわざるを得ません。

2 裁判所不提出記録の閲覧・謄写（いわゆる証拠開示）

問題点の第二は、再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び謄写（いわゆる証拠開示）に関する規律として、①裁判所が検察官に対して証拠の「提出」を命じることとされていること（裁判所提出型）、及び、②提出を命じる証拠の範囲は「再審の請求の理由に関連する」と認められる証拠であって、「その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるとき」に限る（開示証拠の範囲の限定）とされていることです（試案第1・1）。

3巡目の議論における仮想事例を用いた検討により、「再審の請求の理由に関連する」証拠の範囲は広がり得ることが確認されました。しかし、法務省事務当局試案は、議員立法案と異なり、「再審の請求の理由に関連する」証拠であることに加えて、「裁判をするために提出を受ける必要性の程度及び提出による弊害の内容・程度を考慮して、相当と認めるとき」という要件を課しているため、「再審の請求の理由に関連する」証拠が開示されるとは限りません。再審請求人及び弁護人が、必要性及び相当性を具体的に主張・疎明しない限り、「相当」ではないとして、提出を拒否されるおそれがあります。

また、裁判所提出型とされたために、裁判所が証拠の提出を命じない限り、再審請求人及び弁護人は直接証拠にアクセスできないことになりました。

しかし、本来、「無罪等を言い渡すべき明らかな証拠」が開示されずに、有罪判決が確定していること自体があってはならないことです。再審請求人及び弁護人は、検察官がどのような証拠を保管しているか把握できないことに鑑みれば、およそ再審請求理由と関連性がないものを除き、証拠は原則として開示

されるべきであり、また、再審請求人及び弁護人に直接開示されるべきです。

更に、再審請求審が職権主義の手続であることからすれば、裁判所が、証拠の開示を命じる必要があると判断したときは、証拠開示を命じることができるることは当然であり、これを否定することは再審法の改悪です。

3 目的外使用禁止

問題点の第三は、弁護人が、再審請求手続において、裁判所が検察官から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等の目的外使用を禁止し、それに違反した場合の罰則が設けられる点です（試案第1・5及び6）。

もとより、開示証拠の複製等には、被害者等の関係者の名誉・プライバシーに関わる情報が含まれることがありますので、これが不当に流出するがないように、適正に保管しなければならないことは言うまでもありません（弁護士職務基本規程第18条参照）。また、通常審においても、目的外使用禁止及び罰則の規定は存在します（刑事訴訟法第281条の4及び5）。

しかし、通常審の目的外使用禁止の規定自体が、弊害の有無を問わずに、公判期日において取り調べられた証拠を含めて、一律に目的外使用を禁止していることについては、正当な弁護活動及び防御活動に対する制約であるだけでなく、国民の知る権利の観点から過剰な制約であるという批判があります。実際に、再審請求手続と同様に職権主義の手続である少年保護事件及び医療観察事件にはこのような規定はありませんが、弊害は生じていません。

現実的な問題として、再審請求手続では、支援者による支援活動が再審開始決定、再審無罪判決に大きく寄与するという実態があります。また、再審請求手続が非公開とされているために、国民がマスコミ等の報道を通じて、審理の実情を知り得ないという問題もあります。そのために、再審請求審において、目的外使用禁止及び罰則の規定を設けることの弊害は、通常審よりはるかに大きいことは明らかです。このような規定を設けた場合には、再審開始決定が現在よりも困難になりかねず、再審法の改悪になるといわざるを得ません。

4 再審開始決定に対する不服申立て

問題点の第四は、再審開始決定に対する不服申立てを禁止（廃止）せず、これまでどおり、検察官が再審開始決定に対し、無制限に、不服申立てをすることを認めていることです。

本来、再審請求手続において、検察官は当事者ではありませんから、当然に不服申立権を有するわけではありません。再審請求手続と同様に「公益の代表者」として、人事訴訟及び少年保護手続に関与する場合には、検察官は、不服申立権を有しないこととされています（人事訴訟法第23条及び少年法第22

条の2、同第32条参照）。また、刑訴法435条6号の証拠の「明白性」が争点となる場合には、再審請求審と再審公判における審理対象は事実上重なっており、検察官は再審公判において有罪判決の正当性を主張することが可能ですから、不当な決定が是正できないという問題は生じません。実際に、ドイツでは、1964年に再審開始決定に対する不服申立てを禁止しており、わが国でもこれを禁止することに理論的問題があるわけではありません。

他方で、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを認めると、検察官が理由のない不服申立てを繰り返すために、えん罪被害者の救済が著しく遅延することは、袴田事件や福井事件の審理経過を見れば明らかです。特に福井事件では、検察官は、第一次再審請求では、検察官の主張と矛盾する証拠（夜のヒットスタジオの放映日に関する証拠）を開示せずに再審開始決定に対する不服申立てをしたために、再審開始決定が取り消されました。結果的に、第二次再審請求において、上記証拠を含む287点の証拠が新たに開示されたことにより、改めて再審開始決定がなされました。このような検察官の訴訟活動は、裁判所から「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」であると批判されました。このような検察官に「公益の代表者」として不服申立てを認める資格はありません。

上記のような弊害があるのに、再審開始決定に対する不服申立てを認めなければならない必要性はありませんから、一律に禁止（廃止）されるべきです。

5 期日指定及び審理の公開

問題点の第五は、期日指定に関する規定を設けていないことです（試案第3関係）。

再審請求手続において、期日指定等の規定がないことが審理の停滞による手続の長期化を招く原因となっています。迅速、円滑な審理のために、期日指定等の規定を設けることの必要性が高いことは明らかです。

しかし、法務省事務当局試案では、審理終結日及び決定日の告知規定が設けられるにとどまりました。これでは、裁判所は、期日を開かずに、書面審理のみで審理を終結し、終局決定を行うことが可能となります。証拠の目的外使用禁止規定とあわせて、まさに審理がブラックボックス状態となります。

少なくとも、再審請求人が意見の陳述を希望しているときは、裁判所は、直接、再審請求人の意見を聞くために、期日を開くべきです。また、証人尋問、検証及び鑑定などの重要な事実調べをするときも、期日を開くべきです。そして、このような期日は、公開の法廷で行うことを義務付けるべきです。

6 除斥

問題点の第六は、再審開始決定に係る再審の請求についての決定（即時抗告及び異議申立を棄却する決定を含む。）に関与した裁判官を、再審公判から除斥することとしていることです（試案第2）。

そもそも、再審請求審と再審公判は一連の手続ですので、同一の裁判官が担当することは当然のことです。旧民事訴訟法のように一段階構造を採用している場合には当然に同一の裁判官が担当することになりますが、日本と同様に二段階構造を採用しているドイツや台湾でも、そのように運用されています。新民事訴訟法でも、同様に運用されています。日本でも、これまで同一の裁判官が担当することに問題があるという指摘はありませんでした。

当部会における一巡目及び二巡目の議論並びにヒアリングでも、誰も、このような場合を除斥しなければならないという発言をしていませんでした。なぜ、突然このような規定を設けようとするのか、理解できません。少しでも、再審無罪判決を出させないようにしたいという法務省事務当局の思惑を疑わざるを得ません。

第3 当部会の議事運営の問題点

1 当部会の議事運営の実態

以上に見たように、法務省事務当局試案の内容は、袴田事件をはじめとする近年における冤罪無罪事例という立法事実を無視し、「これまでの議論を適切に反映したものとはなっていないばかりか、えん罪被害者の救済に逆行し、再審法の改悪になりかねない」ものでした。

それどころか、諮問第129号の「近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続として適切に機能することを確保する観点」という諮問の趣旨に反したもの、又は逸脱したものでした。

これは、再審法の改正案ではなく、法務省事務当局による再審法の改悪案であるといわざるを得ません。

なぜ、このような立法事実を無視し、諮問の趣旨に反して、再審開始決定及び再審無罪判決を出せないように制限し、迅速に再審請求を棄却しようとする再審法の改悪案が作成されるのかと考えると、私達は、当部会の議事運営を法務省事務当局（刑事局）が主導していること自体に問題があることを指摘せざるを得ません。

2 当部会が設置された経緯

そもそも、法務省は、これまで再審制度の見直しに極めて消極的でした。平成28年改正刑事訴訟法の附則第9条第3項により「速やかに」再審請求審における

る証拠開示について検討を行うこととされたのに、その検討のために設置された協議会・幹事会は非公開とされ、2021年までの間に協議会は1回、幹事会は18回開催されましたが、再審請求審における証拠開示について実質的な議論が行われたのは、わずか4回に過ぎず、議論の取りまとめは行われませんでした。

ところが、2024年3月に超党派の国会議員による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（議連）が設立され、同年末には加入議員が全国会議員の過半数に達し、議員立法による法案も取りまとめられました。

このように、まさに議連が法案提出しようとするタイミングで、機先を制するように、2025年2月、法務大臣が再審制度の見直しを法制審議会に諮問する方針であることが報じられ、諮問第129号による諮問がなされ、同年3月の法制審議会総会において当部会の設置が決まりました。

3 当部会の委員・幹事の構成

当部会は、法務省・検察庁、裁判所、日本弁護士連合会及び警察庁推薦の委員・幹事と研究者のみによって構成され、えん罪被害の当事者も、いわゆる一般有識者の委員もいません。委員・幹事を委嘱したのは、法務省事務当局です。

委員及び幹事のうち5名は、法務省刑事局の職員及び検事であり、法務省刑事局の職員も検事としての身分を有しています。議事運営を主導しているのは、法務省（刑事局）の事務当局であり、その主要構成員は検事です。

3巡目の議論では、法務省事務当局の作成した「今後の議論のための検討資料」に、日本弁護士連合会推薦の委員・幹事を除き、他の委員・幹事は、誰一人として反対の意見を表明していません。

もちろん、個々人の意見表明であっても、意見が一致するということはあり得ることです。しかし、刑事訴訟法の研究者135名の声明、時事通信が再審を専門に研究する刑法研究者19名から回答を得たアンケート、元裁判官63名の声明を見れば、当部会の委員・幹事の意見が、学界全体を代表するものでも、裁判官の総意でもないことは明らかです。

4 取りまとめの在り方

部会長と法務省事務当局がある程度、議事運営のために打合せを行うこと自体はやむを得ません。しかし、法務省事務当局が作成した「今後の議論のための検討資料」及び「試案」は、取りまとめ方が極めて恣意的であり、当部会における議論を取りまとめたものとはいえませんでした。

日本弁護士連合会推薦の委員・幹事の提案は、私達3名が提案したものに限らず、山本剛委員が提案したものについても、全て取り入れられていません。

証拠開示については、えん罪被害者の青木恵子参考人、袴田ひで子参考人、弁護人の塩野隆史弁護士、間光洋弁護士に限らず、マスコミの宮下哲参考人、犯罪被害者遺族の磯谷富美子参考人、犯罪被害者を支援する立場の高橋正人参考人でさえ、開示されるべきであると発言していたのに、証拠開示の範囲を限定する案が採用されています。

開示証拠の目的外使用や審理の公開について、真実を明らかにするためには許されてもよいのではないかという宮下参考人の意見は無視されています。

再審開始決定に対する不服申立ての禁止（廃止）については、えん罪被害者の青木参考人、袴田参考人、弁護人の塩野参考人、間参考人の4人が、禁止されるべきであると訴えたのに、取り入れられていません。

他方、再審請求審に関与した裁判官を再審公判から除斥するという提案（試案第2・2）は、3巡目において、突然、研究者委員・幹事から提案され、これはそのまま試案に取り込まれています。

これでは、法務省事務当局が、部会長及び研究者委員・幹事と事前に打合せをして、議員立法案を否定して、法務省事務当局の主要構成員である検事すなわち検察庁の希望する試案を通すために議事運営をしているようにしか映りません。

以上の経緯に鑑みれば、法務省事務当局試案は、「検察庁（検事）の、検察庁による、検察庁のための再審法の改悪案」であるとの批判を免れないのではないかでしょうか。

第4 まとめ

今、なぜ再審法改正の議論をしているのでしょうか。それは、現行再審制度の不備により、えん罪被害者が適切に救済されず、また、救済されるにしても膨大な年月と労力を要しているからです。幾多の具体的な事件がそれを明確に示しています。それこそが法改正を求める立法事実であり、原点です。私達3名は、えん罪被害者やその弁護人からのヒアリングに加え、個々の事件が示す立法事実を具体的に明らかにするために、多くの資料を提出し、意見の中でも度々言及してきました。

しかし、当部会において、これらの立法事実を尊重する意見は少数でした。再審事件の現状に大きな問題はないとの認識も相俟ってか、多くの委員、幹事が、「刑事訴訟手続全体のバランス」「三審制で確定したことによる法的安定性」等の立法事実とは次元の異なる一般論を強調し、結論的には、議員立法案に示された証拠開示手続や検察官の不服申立てを禁止する規定に、一貫して反対の立場を表明しました。

このように、「誰のための、何のための」法改正であるかが脇に追いやられた

【鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】

議論の帰結として、今般示された法務省事務当局試案は、「えん罪被害者の迅速な救済」ではなく、単に「迅速に再審請求を棄却すること」に資するものとなつてしましました。このような試案は「近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続として適切に機能することを確保する観点から」の検討を要請した法務大臣からの諮問にも反するものです。

刑事訴訟法「第4編 再審」の規定は、現行刑訴法の制定後、こんにちに至るまで1度も改正されたことがありませんでした。今回の改正は、そこに初めて改革のメスを入れるものです。だからこそ、その内容は、再審制度の根本に立ち返り、過去の司法判断に誤りが見つかった場合には、その判断によって苦しめられている無辜を確実かつ迅速に救済するものでなければならず、間違っても後の世において「あんな条文になるのなら、改正なんかしなければよかった」などと批判されるようなものであってはなりません。

私達は、実際に再審請求事件の審理や判断、弁護活動を通じて再審請求事件の実務を熟知し、あるいは通常審における豊富な刑事弁護の経験に基づく刑事手続全体の理論及び実務に通じた者として、日本弁護士連合会から委員・幹事に推薦されました。その重みを胸に、当部会において真摯に議論してきました。当部会の最終段階にある今日、私達3名は、改めて、議連が、真にえん罪被害者の迅速な救済を実現すべく作成し、国会に提出した議員立法案を支持することを表明します。加えて、議員立法案に含まれていないものについては、私達の意見を付加した、別添の修正案を提出します。

当部会においては、再審法改正の原点に立ち返り、私達の修正案こそが採用されるべきです。

以上

法務省事務当局試案に対する修正案

法制審議会－刑事法（再審関係）部会

委員 鴨志田 祐美

委員 村山 浩昭

幹事 田岡 直博

第1 再審請求審における証拠の提出命令等

1 証拠の提出命令

(1) 法務省事務当局試案第1・1を、次のとおり修正すべきである（第217回国会衆法第61号第444条の4第1項、第3項、第4項及び第5項参照）。

(1) ~~審判開始決定（「第4」2(2)ウの審判開始決定をいう。3において同じ。）を~~
~~した再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる~~
~~証拠又は送致書類等目録について、再審の請求をした者又は弁護人から開示~~
~~の請求があった場合においては、その関連性の程度その他の当該再審の請求~~
~~についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提~~
~~出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と~~
~~認めるときは、次に掲げるときを除き、再審の請求をした者若しくは弁護人の~~
~~請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出再審の請求を~~
~~した者及び弁護人に対する開示を命じなければならない。~~

- 一 再審の請求が不適法であるとき。
- 二 再審の請求に理由がないことが明らかなとき。
- 三 再審の請求の理由と開示の請求に係る検察官保管証拠等との関連性の程度
その他の開示の必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある弊害の
内容及び程度を考慮して相当でないと認めるとき。

- (2) 第一項の開示は、検察官保管証拠等を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与える方法によりするものとする。
- (3) 裁判所は、(1)の決定又は(1)の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならないものとする。

(4) (1)の決定又は(1)の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(2) 更に、次の規定を設けるべきである（第217回国会衆法第61号第444条の5参照）。

(1) 再審の請求を受けた裁判所は、検察官保管証拠等について、再審の請求をした者及び弁護人に対する開示の必要性の程度並びに開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、再審の請求をした者及び弁護人に対する開示を命ずることができる。

(2) 前項の決定については、1・(2)、(3)及び(4)の規定を準用する。

2 証拠又はその一覧表の提示命令

送致書類等目録（事件の送致に関する準則に基づき司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、送致された書類及び証拠物に関し、その標目、品名等を記録したもの）が法務省事務当局試案第1・1の証拠提出命令（又は証拠開示命令）の対象に含まれるのであれば、同第1・2には賛成する（第217回国会衆法第61号第444条の6参照）。

3 証拠の閲覧・謄写

(1) 法務省事務当局試案第1・3には賛成する。

(2) 更に、次の規定を設けるべきである。

刑事訴訟法第40条には「裁判所において」とあるが、裁判所が検察官等に命じて証拠を保管させている場合には、閲覧及び謄写の場所は裁判所に限られないことを明確化する。

4 複製等の適正管理

5 複製等の目的外使用の禁止

6 目的外使用の罪

法務省事務当局試案第1・4ないし6には反対する。

7 裁判所不提出記録・証拠物の保存・管理に関する規律（論点整理案1(5)）

次の規定を設けるべきである。

裁判所不提出記録及び証拠物（還付の処分がなされたものを除く。）は、当該記録に係る裁判書以外の保管記録又は再審保存記録（再審の手続のため保存することとされた刑事参考記録を含む。）の保管又は保存に従う。

8 再審請求の準備段階における閲覧・謄写に関する規律（論点整理案 1(3)）

次の規定を設けるべきである。

保管検察官は、再審の請求をしようとする者又は弁護人から請求があつたときは、裁判所不提出記録及び証拠物（還付の処分がなされたものを除く。）を閲覧させるものとする。

9 証拠物の証拠価値の保全・鑑定に関する規律（論点整理案 1(6)）

次の規定を設けるべきである。

再審の請求を受けた裁判所は、当該再審の請求に係る事件に関する生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するためには必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、その適切な方法による保管を命じ、又は鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができる。

第2 再審請求審・再審公判における裁判官の除斥・忌避

1 法務省事務当局試案第2・1を、次のとおり修正すべきである（第217回国会衆法第61号第20条8号参照）。

裁判官は、次に掲げる場合は、職務の執行から除斥される
裁判官が再審又は再審の請求の手続について、当該再審若しくは再審の請求に係る被告事件の裁判又はその裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

2 法務省事務当局試案第2・2には反対する。

第3 再審の請求についての調査手続・審判手続等

1 再審の請求の方式

法務省事務当局試案第3・1には賛成する。

2 再審の請求についての調査手続

法務省事務当局試案第3・2には反対する。

3 再審請求審における事実の取調べ

- (1) 法務省事務当局試案第3・3・(1)には反対する。
- (2) 法務省事務当局試案第3・3・(2)を、次のとおり修正すべきである。
 - (2) 再審の請求をした者(検察官を除く。4、5(2)及び6において同じ。)、又は弁護人又は検察官は、審判開始決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができる。
- (3) 更に、次の規定を設けるべきである。
 - (3) 再審の請求をした者及び弁護人は、事実の取調べに立ち会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。
 - (4) (3)の事実の取調べのうち、証人尋問、検証及び鑑定は、裁判所外で行われるものを除き、公開の法廷でこれをしなければならない。
 - (5) 裁判所は、事実の取調べをした場合には、これを再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。

4 再審の請求についての意見聴取並びに審理を終結する日の指定及びその通知

- (1) 法務省事務当局試案第3・4・(1)を、次のとおり修正すべきである。
 - (1) 審判開始決定をした再審の請求を受けた裁判所は、審理を終結するには、再審の請求について、再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官の意見を聴かなければならぬ。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければならぬ。
 - (1)の2 前項の意見の聴取は、公開の法廷でこれをしなければならない。
 - (1)の3 前項の場合において、裁判所は、審理を終結する日(以下4において「審理終結日」という。)を定めなければならない。
- (2) 法務省事務当局試案第3・4・(2)ないし(6)には賛成する。

5 再審の請求について決定をする日の指定及びその通知

再審の請求について決定をする日の指定及びその通知については、法務省事務当局試案第3・5には賛成する。

6 再審請求手続の受継

受継の期間を「3箇月」に修正するのであれば、法務省事務当局試案第3・6には賛成する。

7 期日指定に関する規律（論点整理案8・(2)）

次の規定を設けるべきである（第217回国会衆法第61号第444条の2第2項、第3項及び第444条の3参照）。

- (1) 再審の請求がされたときは、裁判長は、速やかに、再審請求手続期日を定めなければならない。但し、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかなときは、この限りでない。
- (2) (1)の期日には、検察官を出席させることができる。
- (3) (1)の期日は、これを再審の請求をした者、弁護人及び前項の規定により出席させる検察官に通知しなければならない。
- (4) (1)の期日においては、裁判長が手続を指揮する。
- (5) (1)の期日における手続については、裁判所の規則の定めるところにより、調書を作成しなければならない。

第4 再審請求又は再審開始決定があった場合の刑の執行停止

1 検察官による刑の執行停止時期の明確化

法務省事務当局試案第4・1には賛成する。

2 死刑確定者の拘置の停止

法務省事務当局試案第4・2には賛成する。

3 再審請求があった場合の刑の執行停止に関する規定（論点整理案9・(1)）

次の規定を設けるべきである。

再審の請求の理由について疎明があり、かつ、刑の執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、裁判所は、請求により又は職権で、再審の請求についての裁判があるまで、決定で、刑及び拘置の執行を停止することができる。

第5 再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間の延長

法務省事務当局試案第5を、次のとおり修正すべきである。

- 1 審判開始決定後の刑事訴訟法第447条第1項又は第448条第1項の決定に対する即時抗告の提起期間は、同法第422条の規定にかかわらず、14日とするものとする。
- 2 1の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する刑事訴訟法第433条第1項の抗告の提起期間は、同条第2項の規定にかかわらず、14日とするものとする。

第6 再審請求手続に関する費用補償制度

- 1 法務省事務当局試案第6・1には賛成する。
- 2 法務省事務当局試案第6・2を、次のとおり修正すべきである（赤字部分）。
 - (1) 1により補償される費用の範囲は、1の再審の請求をした者又はその弁護人であった者が当該再審の請求に係る審判の手続に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であった者に対する報酬に限るものとし、その額については、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、再審の請求をした者については証人、弁護人であった者については弁護人に関する規定を準用するものとする。
 - (2) 裁判所は、(1)の審判の手続に出頭した弁護人が二人以上あったときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、(1)の弁護人であった者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他一部の弁護人に係るものに限ることができるものとする。

第7 再審開始決定に対する不服申立て（論点整理案2、検討資料第2）

次の規定を設けるべきである（第217回国会衆法第61号第450条の2参照）。

第四百二十八条第二項、第四百三十三条第一項及び前条の規定にかかわらず、検察官は、第四百四十八条第一項の決定に対しては、第四百二十八条第二項の異議の申立て、第四百三十三条第一項の抗告及び即時抗告をすることはできない。

第8 再審開始事由（論点整理案4）

- 1 刑事訴訟法第435条第6号（論点整理案4・(1)及び(2)）

刑事訴訟法第435条第6号を次のとおり改めるべきである。

新たな証拠が発見され、それ単独で、又は他の全証拠と総合して判断したときに、有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し又は公訴を棄却し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し若しくは必要な刑の減輕をし、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべきとき。

2 手続の憲法違反（論点整理案4・(3)）

刑事訴訟法435条に次の事由を設けるべきである。

原判決の手続に判決に影響を及ぼすべき憲法違反があって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるとき。

3 刑事訴訟法第437条（論点整理案4・(4)）

刑事訴訟法第437条ただし書を、次のとおり改めるべきである。

但し、公訴が提起された場合において、証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第9 弁護人による援助（論点整理案7）

1 再審請求審又はその準備段階における国選弁護制度（論点整理案7・(1)）

次の規定を設けるべきである。

再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附さなければならぬ。但し、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

2 再審請求審又はその準備段階における弁護人等との接見交通に関する規律（論点整理案7・(2)）

次の規定を設けるべきである。

再審請求をした者又は再審の請求をしようとする者と、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者との外部交通については、刑事訴訟法第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

以上

【鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】

「第3 附帯事項」に記載すべきこと

法制審議会－刑事法（再審関係）部会

委員 鴨志田 祐美

委員 村山 浩昭

幹事 田岡 直博

第1 確認事項

解釈又は運用として可能であることを確認すべき事項

1 再審請求審における証拠の提出命令等（再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧・謄写）（試案第1、論点整理案1）

（1）証拠提出命令（試案第1・1）

- 従来の実務において認められてきた証拠開示の命令・勧告及び任意開示の運用を否定する趣旨ではないこと。任意開示の場合には、直接開示型の運用を否定する趣旨ではないこと（『逐条実務刑事訴訟法』1216頁参照）。
- 従来の実務において認められてきた証拠開示の範囲を限定する趣旨ではないこと。鴨志田委員提出資料「再審における証拠開示に関する実例集」（第13回会議）に掲げられた事例において開示された証拠は、証拠提出命令の開示の対象となること。
- 村山委員提出資料「提案する仮想事例」（第15回会議）4項のケース1ないし5のような新証拠が提出された場合には、同5項(2)のアないしテのような証拠は、再審請求理由との関連性が認められること。
- 証拠提出命令の対象には、検察官が保管する証拠に限らず、「検査の過程で作成され、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なもの」が含まれること（最決平成19年12月25日判例時報1996号157頁、最決平成20年6月25日判例時報2014号155頁）。

（2）証拠又はその一覧表の提示命令（試案第1・2）

- 提示命令の対象には、検察官が保管する証拠に限らず、「検査の過程で作成され、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なもの」が含まれること（最決平成19年12月25日判例時報1996号157頁、最決平成20年6月25日判例時報2014号155頁）。

の」が含まれること（前掲・最決平成19年12月25日、前掲・最決平成20年6月25日）。

(3) 証拠の閲覧・謄写（試案第1・3）

- 裁判所が保管することが難しい証拠については、裁判所は、検察官等の第三者に命じて保管させることができること。また、その場合には、弁護人は、証拠の保管場所において、証拠を閲覧及び謄写することが可能であること。
- 刑事訴訟法第40条の閲覧・謄写の対象には、確定審が取り調べた証拠物（還付の処分がなされたものを除く。）が含まれること。

(4) 再審請求の準備段階における閲覧・謄写（論点整理案1(3)）

- （再審請求の準備段階における閲覧・謄写の規定を設けるべきであるが、仮にこれを設けない場合でも）現行法上、保管検察官は、刑事訴訟法第47条ただし書の規定により、再審の請求をしようとする者及び弁護人に対し、裁判所不提出記録及び証拠物を閲覧・謄写させることは可能であること。

(5) 裁判所不提出記録・証拠物の保存・管理（論点整理案1(5)）

- 保管検察官は、再審請求が予想される場合には、保管・保存していること（証拠品事務規程第89条）。
- 保管検察官は、還付対象証拠物についても、所有者等の同意が得られる限り、還付を差し控える運用をしていること。

(6) 証拠物の証拠価値の保全・鑑定（論点整理案1(6)）

- 東京電力女性社員殺害事件のように、事実の取調べ又は証拠提出命令の準備行為として、DNA型鑑定の対象となり得る検察官保管証拠（生体試料等）の有無及び保管状況の報告を命じること、並びに検察官保管証拠を利用したDNA型鑑定の実施及びその結果の報告を命じることは可能であること。

2 弁護人による援助（論点整理案7）

(1) 刑事施設に収容されている者に対する援助

- 刑事施設の長又はその代理者は、刑事収容施設に収容されている受刑者が裁判所又は裁判官に対して申立てその他の申述をしようとするときは、努めてその便宜を図り、ことに、受刑者が自ら申述書を作ることができないときは

は、これを代書し、又は所属の職員にこれを代書させなければならないこと（刑事訴訟法第444条、366条、刑事訴訟規則第297条参照）。

(2) 再審請求審又はその準備段階における弁護人等との接見交通に関する規律 (論点整理案7・(2))

○ 死刑確定者又は再審請求弁護人が再審請求に向けた打合せをするために秘密面会の申出をした場合には、最判平成25年12月10日民集67巻9号176頁に従い、特段の事情がない限り、これを許可しなければならないこと。

3 再審の請求についての調査手続・審判手続等（再審請求の審理に関するその他の手続規定）（試案第3、論点整理案8）

(1) 再審の請求についての調査手続（試案第3・2）

○ （調査手続の規定を設けることには反対であるが、仮にこれを設けるとしても）新証拠が再審請求人の手元にない場合には、裁判所に記録の取寄せや証人尋問、あるいは証拠開示を申し出る形で、再審請求をすることも一概に不適法（方式違反）とすべきではないと解釈されていること（東京高決昭和30年9月1日高等裁判所刑事判例集8巻6号875頁、『逐条実務刑事訴訟法』1207頁参照）。

○ （調査手続の規定を設けることには反対であるが、仮にこれを設けるとしても）方式違反の場合であっても、補正が可能である場合には、裁判所は、再審の請求をした者の意見を聴取するなどして、補正の機会を与える運用がなされていること（『逐条実務刑事訴訟法』1207頁参照）。

4 再審請求があった場合の刑の執行停止（論点整理案9(1)）

○ 「有罪の確定裁判について明らかに再審が開始されることの見込みが顕著であり、諸般の事情から刑の執行を差し控えた方が妥当と認められる場合」など、「検察官が刑の執行停止をしない（ことが）その裁量処分は、著しく不当のものとして、刑事法が実質的に霸束する限界を逸脱し、不適法な処分」に当たる場合には、刑事訴訟法第502条に規定する刑の執行に対する異議の申立ての対象となること（大阪高決昭和44年6月9日高等裁判所刑事判例集22巻2号265頁参照）。

第2 運用事項

運用の改善が図られるべき事項（必要に応じて、裁判所規則、法務省令又は法務大臣訓令の改正、若しくは通達又は依命通知の発出等がなされるべき事項）

1 再審請求審における証拠の提出命令等（再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧・謄写）（試案第1、論点整理案1）

(1) 証拠提出命令（試案第1・1）

○ 検察官は「公益の代表者として、事案の真相を明らかにする職責を負っている」ことから、「裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるもの」については、再審の請求の理由との関連性にかかわらず、自ら、当該証拠を提出及び開示すべきであること（東京地判令和元年5月27日判例時報2578号45頁、熊本地判令和7年3月14日LLI／DB判例秘書登載参照）

○ 検察官は、「証拠に反する事実を主張したり、誤った事実関係を前提としたまま公判を遂行させたりすることなどあってはならないのは言うまでもなく、検察官としては、従前の主張や証拠に誤りがあることが判明したならば、速やかにそれを撤回し、必要に応じて裁判所や弁護人に経緯の説明や関係証拠の開示を行うなど、適切な是正措置を行う必要がある（る）」ことから、従前の主張と矛盾する証拠の存在が判明したときは、再審の請求の理由との関連性にかかわらず、自ら、当該証拠を提出及び開示すべきであること（令和7年8月4日名高刑第23号「いわゆる福井女子中学生殺人事件の再審判決について（通知）」参照）。

(2) 複製等の目的外使用の禁止及び目的外使用の罪（試案第1・5及び6）

○ （複製等の目的外使用の禁止及び目的外使用の罪を設けることには反対であるが、仮にこれらの規定を設けるとしても）日本弁護士連合会「開示証拠の複製等の交付等に関する規程」（平成18年3月3日会規第74号）第3条及び第4条を遵守する限り、弁護人が再審請求手続の準備のために、再審の請求をした者及び第三者に、証拠の複製等を交付、提示又は提供することは、目的外使用禁止には当たらないと解釈すべきであること。

(3) 再審請求の準備段階における閲覧・謄写（論点整理案1(3)）

【鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】

- (再審請求の準備段階における閲覧・謄写の規定を設けるべきであるが、仮にこれを設けない場合でも)記録事務規程及び証拠品事務規程を改正するなどして、裁判所不提出記録及び証拠物の閲覧・謄写に係る規律を設けること(最決平成16年5月25日民集58巻5号1135頁、最決平成31年1月22日民集73巻1号39頁参照)。
- 檢察官は「公益の代表者として、事案の真相を明らかにする職責を負っている」ことから、「裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるもの」が存在することが判明したときは、判決確定後であっても、元被告人及び弁護人に当該証拠を開示すべきであること(前掲・東京地判令和元年5月27日、前掲・熊本地判令和7年3月14日参照)。
- 檢察官は、「証拠に反する事実を主張したり、誤った事実関係を前提としたまま公判を遂行させたりすることなどあってはならないのは言うまでもなく、検察官としては、従前の主張や証拠に誤りがあることが判明したならば、速やかにそれを撤回し、必要に応じて裁判所や弁護人に経緯の説明や関係証拠の開示を行うなど、適切な是正措置を行う必要がある(る)」ことから、従前の主張と矛盾する証拠の存在が判明したときは、判決確定後であっても、元被告人及び弁護人に当該証拠を開示すべきであること(前掲「いわゆる福井女子中学生殺人事件の再審判決について(通知)」参照)。

(4) 裁判所不提出記録・証拠物の保存・管理(論点整理案1(5))

- 証拠品事務規程を改正して、保管検察官は、再審請求が予想される場合には、還付対象証拠物についても、所有者等の同意が得られる限り、還付を差し控えるべきことを明記すること。

(5) 証拠物の証拠価値の保全・鑑定(論点整理案1(6))

- 犯罪捜査規範に、司法警察職員は、犯罪の捜査の過程において作成され、又は入手した書類及び証拠物を、紛失し、滅失し、毀損し、又は変質する等しないように注意し、その証拠価値を保全するために適切な方法で、適正に保管しなければならないこと、証拠物については、将来の鑑定等に備えて、適切に保管しなければならないことを明記すること。

2 再審開始決定に対する不服申立て(論点整理案2、検討資料第2)

- (再審開始決定に対する不服申立は禁止されるべきであるが、仮に再審開始決定に対する不服申立を認めるとしても)「請求審の審理が六号事由をめぐつて全面的に展開されたような場合は即時抗告を控え、再審公判の場で真実解明に努めるのが、少なくとも運用として適切」であることから、刑事訴訟法第435条6号の明白性が争点となる事件については、検察官の不服申立ては抑制的になされるべきであること (松尾浩也『刑事訴訟法(下) (新版補訂第2版)』276頁参照)。

3 再審の請求についての調査手続・審判手続等(再審請求の審理に関するその他の手続規定)(試案第3、論点整理案8)

(1) 再審の請求についての調査手続(試案第3・2)

- 新証拠が再審請求人の手元にない場合には、裁判所に記録の取寄せや証人尋問、あるいは証拠開示を申し出る形で、再審請求がなされた場合でも、一概に2・(2)・ア・(ア)に該当するとして、再審の請求を棄却する決定をすべきではないこと(東京高決昭和30年9月1日高等裁判所刑事判例集8巻6号875頁、『逐条実務刑事訴訟法』1207頁参照)。
- 2・(2)・ア・(ア)に該当すると認められる場合であっても補正が可能である場合には、裁判所は、再審の請求をした者の意見を聴取するなどして、補正の機会を与えるべきこと(『逐条実務刑事訴訟法』1207頁参照)。
- (調査手続の規定を設けることには反対であるが、仮にこれを設けるとしても)刑事訴訟法第447条第1項の再審の請求を棄却する決定は、同条第2項の規定により同一の理由による再審の請求が制限されること及び刑事訴訟法第435条6号の証拠の新規性が否定されることなど再審の請求をした者に重大な不利益があることに鑑み、2・(2)・ア・(エ)の再審の請求を棄却する決定は、特に慎重にすべきであること。

(2) 再審請求審における事実の取調べ(試案第3・3)

- 再審の請求が「相当の内容を伴っている場合、あるいはその可能性が認められる場合」では、裁判所は、「請求人の口頭による意見陳述、事実の取調べの申し出と立会い、証人に対する質問、取調べの結果に対する意見表明等を認めるべきである」こと(松尾浩也『刑事訴訟法(下)273頁以下』)。

- 再審の請求をした者又は弁護人が事実の取調べに立ち会えなかった場合には、裁判所は、事実の取調べの結果を再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知すべきであること（東京高決平成15年1月11日判例タイムズ1024号285頁参照）。

(3) 再審の請求についての意見聴取（試案第3・4）

- （審判開始決定前の意見聴取は義務的なものとすべきであるが、仮に審判開始決定前の意見の聴取を裁量的なものとするとしても）刑事訴訟規則第286条の趣旨は、請求の理由の内容を検討するについて、再審請求人や相手方の意見を聴取しなければ、その理由の有無が判断できない場合に備えるだけでなく、再審制度が個々の裁判の事実認定の誤を是正し、有罪の言渡を受けた者を救済することを目的とするところから、再審請求人の意見を十分に酌んだ上で再審請求の理由の有無を判断することが望ましいとしてもうけられたものであることに鑑み、再審の請求をした者及び弁護人に、手続の進展にともない意見を表明しうるよう機会を与えなければならないこと（仙台高裁昭和48年9月18日決定判タイムズ301号131頁参照）。

(4) 審理を終結する日の指定及びその通知

- 審理終結日の指定は、再審の請求をした者及び弁護人の準備に要する時間を考慮して、相当な猶予期間を置いて、定めるべきであること。

(5) 期日の指定及び審理の公開（論点整理案8・(2)及び(9)）

- 現行法上、再審の請求をした者又は弁護人の意見聴取若しくは事実の取調べのために必要があるときは、期日の指定及び審理の公開が可能であることを踏まえ、「請求人が希望するときは、審理を公開して行う」ことが望まれること（松尾浩也『刑事訴訟法（下）273頁以下』）。
- 刑事訴訟規則に進行協議又は打合せに関する規定を設けるべきこと。

4 再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間の延長（試案第5）

- 刑事訴訟規則に、再審請求を棄却する決定をするときは、不服申立期間及び不服申立書を差し出すべき裁判所を告知しなければならない旨を定めること（刑事訴訟規則第220条参照）。

5 再審請求審又はその準備段階における弁護人等との接見交通に関する規律(論点整理案 7・(2))

- 法務省矯正局において、通達を発出するなどして、死刑確定者又は再審請求弁護人が再審請求に向けた打合せをするために秘密面会の申出をした場合には、最判平成25年12月10日民集67巻9号176頁に従い、原則として、これを許可しなければならないことを周知徹底すること。
- 法務省矯正局において、通達を発出するなどして、死刑確定者が弁護士に宛てた信書の発信の申し出をした場合には、前掲・最判平成25年12月10日の趣旨を踏まえ、特段の事情がない限り、これを許可しなければならないことを周知徹底すること。

6 再審請求があった場合の刑の執行停止 (論点整理案 9(1))

- 「有罪の確定裁判について明らかに再審が開始されることの見込が顕著であり、諸般の事情から刑の執行を差し控えた方が妥当と認められる場合」には、検察官は、再審開始決定を待たずに、積極的に、刑の執行停止をすべきであること。また、このような場合に刑の執行停止をしなかったときは、刑事訴訟法第502条に規定する刑の執行に対する異議の申立ての対象となること(大阪高決昭和44年6月9日高等裁判所刑事判例集22巻2号265頁参照)。

7 再審請求審において取り調べられた証拠の再審公判における取扱い (論点整理案 12)

- 再審請求審において取り調べられた証拠については、公判手続の更新に準じて、再審公判においても、証拠能力が認められる限り、当事者の請求又は職権により取り調べるべきこと(松尾浩也『刑事訴訟法(下)(新版補訂第2版)』277頁参照)。再審請求審において争う機会があった証拠については、再審公判において、検察官は、証拠とすることに同意するべきであること。

第3 繼続的審議事項

諮問事項の範囲に含まれないため、本部会では調査・審議を行うことができなかったが、継続的な審議が必要である事項

【鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】

1 複製等の目的外使用の禁止及び目的外使用の罪（試案第1・5及び6）

- 刑事訴訟法第281条の4（複製等の目的外使用の禁止）及び同第281条の5（目的外使用の罪）が、弊害の有無及び程度を問わず、一律に目的外使用を禁止しているために、通常審における弁護活動及び防御活動に支障が生じている旨の指摘があることから、これらの規定の運用状況について検討を加え、その結果に基づいて改正の要否及び規定の在り方を検討すべきであること。調査・報道、教育・研究、誤判原因の究明及び誤判の防止策の検討、国家賠償請求訴訟等の民事訴訟のための利用等の正当な目的のために利用する場合のために、刑事訴訟法第47条ただし書の改正及び民事訴訟法第220条第1項第4号の削除の要否及び規定の在り方についても検討すべきであること。

2 捜査機関が作成した書類及び収集した証拠物の目録の作成及び保存等（論点整理案1・(3)及び(5)）

- （再審請求の準備段階における閲覧・謄写の規定を設けるべきであるが、これを設けない場合でも）捜査機関が作成した書類及び収集した証拠物の目録の作成及び保存の在り方は捜査および通常審における問題であることから、捜査機関が作成した書類及び収集した証拠物の目録の作成及び保存の在り方、再審の請求をしようとする者に対する検察官保管証拠等の開示の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な法的措置その他の措置を講ずるべきこと（第217回国会衆法第61号附則第2条参照）。

3 再審請求の準備段階における公的弁護制度（刑事法律扶助）（論点整理案7・(1)）

- 法務省司法法制部において、総合法律支援法第30条に、自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助するために、再審請求、刑事補償請求、費用補償請求等の刑事手続における請求手続のために弁護人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること等の業務（刑事法律扶助）を加えることを検討すべきであること。

第4 附則事項

法律案の附則に記載すべき事項

1 検討

- 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

2 経過措置

- 新法の規定は、この法律の施行の際現に係属している再審及び再審の請求の手続についても、適用するものとすること。

以上